

# 公共交通に関する国の動き

国では、地域公共交通の維持・改善は交通分野の課題解決にとどまらず、地域活性化のために不可欠な地域の装置・社会インフラであるとして、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築をめざし、地域公共交通活性化再生法を改正しました。

＊平成25年12月4日 「交通政策基本法」施行

＊平成26年11月20日 改正「地域公共交通活性化再生法」施行 ⇒ 「地域公共交通網形成計画」の作成

地域公共交通の維持・改善を単に交通分野の課題解決としてではなく、まちづくりと一体となった地域戦略の一環として取り組む方向性を提示 → 交通政策基本法の理念に則り、

①地方公共団体が中心となり、②まちづくりと連携し、③面的な公共交通ネットワークを再構築

＊令和2年11月27日 改正「地域公共交通活性化再生法」施行 ⇒ 「地域公共交通計画」の作成

従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等を位置付け、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応

定量的な目標（利用者数、収支等）の設定、毎年度の評価等により、データに基づくPDCAを強化



法改正により今後は、「地域公共交通連携計画」は廃止となり、市町村は、新たに「地域公共交通計画」を作成していくこととなります。

地域公共交通計画は、都市計画や立地適正化計画等と調和がとれたものである必要があります。（法§5⑤、基本方針二2）

地域公共交通計画を策定する際は、既存の総合都市交通戦略を統合することができます。

※国交省「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律概要」から抜粋